

山 梨 県

市町村名	事業名	対象	受けられる補助金	申請期間	問い合わせ先
山梨県から受けられる補助金	住宅用太陽光発電設備設置費補助金制度(平成25年度)	山梨県内において、既設の住宅に金融機関等から融資を受けて太陽光発電設備(1kW以上)を設置しようとする個人が対象。補助予算は1.2億円で、受付は先着順。	償還期間中の利子相当額(年利1%、元利均等返済による)、もしくは8万円。	2013/4/1～ 2013/12/10	エネルギー局 エネルギー政策課 TEL: 055-223-1502
上野原市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金(平成25年度)	上野原市内に居住しており、住宅に新たに太陽光発電システムを設置する個人が対象。補助予定件数は40件程度で、予算額は300万円。受付は先着順、予算に達したら受付終了。	1kWあたり20,000円 上限額は80,000円	～2014/3/25	市民部 生活環境課 生活環境担当 TEL: 0554-62-3114
大月市	大月市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業(平成25年度)	大月市内に居住しており、居住する住宅や併用住宅に、新たに太陽光発電システムを設置した個人が対象。機器の設置から3ヶ月以内に申請する必要がある。	1件あたり50,000円	平成25年度	市民生活部 市民課 生活環境担当 TEL: 0554-23-8023
甲斐市	甲斐市太陽エネルギー利用設備導入促進奨励金(平成25年度～平成27年度)	市内に住所があり、平成24年4月1日以降に自らが居住する住宅に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを設置した、または同システムが付いた住宅(新築)を購入した個人が対象。	1件あたり50,000円 太陽熱利用システム:1件につき3万円	平成24年度～平成27年度	生活環境部 環境課 TEL: 055-278-1706
北都留郡小菅村	掲載無し				
北都留郡丹波山村	掲載無し				
甲州市	甲州市住宅太陽光発電システム設置費の補助金(平成25年度)	甲州市内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システム(未使用品)を設置した者及び、新築住宅(発電システム付)を購入した個人が対象。	1kWあたり20,000円 上限額は100,000円	平成25年度	甲州市役所 環境政策課 環境政策担当 TEL: 0553-32-2111
甲府市	地球温暖化対策導入促進助成金制度(平成25年度)	甲府市内に居住しており、住宅に対象省エネ機器を設置した、もしくは同システム付きの住宅を新築した個人が対象。 対象機器:太陽光発電システム、太陽熱温水器、太陽熱利用システム、エコフィール・エコジョーズ、エコキュート、エコウィル、エネファーム、木質ペレットストーブ	1kWあたり10,000円 上限額は35,000円 ペレットストーブ:1件につき3万円 その他:1件につき1万円	平成25年度	環境総室 環境保全課 保全係 TEL: 055-241-4312
中央市	中央市住宅用太陽光発電システム設置費補助金(平成25年度)	中央市内に居住しており、住宅や併用住宅(居住部分が1/2以上)に新たに太陽光発電システムを設置する、もしくは同システム付きの住宅を新築・購入する個人が対象。	1kWあたり30,000円 上限額は150,000円	平成25年度	市民部 環境課 TEL: 055-274-8543
都留市	都留市住宅用自然エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金交付事業(平成25年度)	都留市に居住しており、市税等を完納し、平成23年4月1日以降に市内の住宅に下記に該当する自然エネルギー及び省エネルギー機器を設置し、又は同機器の設置された市内の新築の住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する個人が対象。 ※太陽光発電システムの場合は、電力受給を開始していることが必要。 対象設備:住宅用自然エネルギー発電システム(太陽光発電、風力発電、水力発電)、住宅用太陽熱高度利用システム、住宅用ペレット及び薪ストーブ、住宅用高効率給湯器、住宅用燃料電池コージェネレーションシステム	1kWあたり20,000円 上限額は50,000円 太陽光発電システム以外の機器に対する補助額に関しては、公式ページを参照。	平成25年度	市民生活課 環境創造室 TEL: 0554-43-1111
中巨摩郡昭和町	昭和町住宅用太陽エネルギーシステム導入促進奨励金	①町内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者又は町内に自ら居住するために住宅を新築する者 ②本人及び同一生計者に町税等の滞納がない者 ③過去にこの要綱による補助を受けていない者(住宅用太陽光発電システムについては、昭和町住宅用太陽光発電システム設置助成金交付要綱(平成18年3月告示第3号)の規定により補助を受けていない者) ④電力会社と電力受給契約を締結した者(太陽光発電システムの場合)	50,000円	※担当部署へお問い合わせください	環境経済課 TEL: 055-275-2111
西八代郡市川三郷町	平成25年度 自然エネルギー有効活用奨励金	市川三郷町内に居住しており、住宅に新たに太陽光発電システムを設置した、もしくは同システム付きの住宅を新築した個人が対象。	1kWあたり30,000円 上限額は120,000円	※担当部署へお問い合わせください	生活環境課 環境衛生係 TEL: 055-272-6092

韮崎市	エコライフ設備等設置費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韮崎市内に住所を有し、自ら住居するための住宅にエコライフ設備を設置した方 (平成24年4月1日以降に設置した方。ただし太陽光発電システムの設置については、電力会社と電気受給契約を平成24年4月1日以降にした方。)及び自ら使用するために電気自動車を購入した方</li> <li>・市税等を滞納していない世帯(同一家庭に同居している世帯を含む)</li> </ul>	1kWあたり20,000円 上限額は100,000円	※担当部署へお問い合わせください	環境課 環境政策担当 TEL: 0551-22-1111 内線(131, 132)
笛吹市	平成25年度 笛吹市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	笛吹市内に居住しており、住宅に新たに太陽光発電システムを設置した、もしくは同システム付きの住宅を購入した個人が対象。	1件あたり50,000円	2013/4/1～	市民環境部 環境推進課 TEL: 055-262-4111
富士吉田市	富士吉田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金(平成25年度)	富士吉田市内に居住しており、住宅に新たに太陽光発電システムを設置した個人が対象。	1kWあたり40,000円 上限額は200,000円	平成25年度	環境政策課 TEL: 0555-22-0030
北杜市	平成25年度 住宅用太陽光発電導入支援補助金	住宅に対象システムを設置しようとする個人、法人、または区分所有法で規定する管理者が対象。 1kWあたりのシステム単価(工事費などを含む経費)が41万円以下の場合と50万円以下の場合で補助額が変動する。50万円を超えるものは補助対象外。	1kWあたり15,000円 上限額は199,800円 1kWあたりの補助対象経費が、 41万円以下:1kWあたり2万円 50万円以下:1kWあたり1.5万円	2013/4/17～ 2014/3/31	太陽光発電協会(J-PEC) TEL: 043-239-6200
南アルプス市	平成25年度 地球温暖化対策機器設置費補助金	市内に住所があり、市内の住宅や事務所に太陽光発電システムなどの対象機器を設置した、または同機器付きの住宅等(新築)を購入した個人・法人が対象。 対象機器:太陽光発電システム、太陽熱利用システム、ペレットストーブ	1件あたり50,000円 太陽光発電システム以外は、1件につき2万円	平成25年度	地球温暖化対策室 TEL: 055-282-7409
南巨摩郡南部町	太陽光発電システム設置費補助金(平成25年度)	南部町内に居住または居住の予定があり、住宅に新たに太陽光発電システムを設置する個人が対象。	1kWあたり25,000円 上限額は100,000円	平成25年度	水道環境課 TEL: 0556-66-3407
南巨摩郡早川町	掲載無し				
南巨摩郡富士川町	平成25年度 富士川町住宅用太陽光発電設置費補助金	富士川町内に居住または居住の予定があり、住宅に新たに太陽光発電システムを設置する、もしくは同システム付きの住宅を購入する個人が対象。	1kWあたり25,000円 上限額は70,000円	平成25年度	町民生活課 生活環境担当 TEL: 0556-22-7209
南巨摩郡身延町	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有し、現に自ら居住する町内の住宅(併用住宅を含む。)に住宅用太陽光発電システムを設置、設置後3箇月以内に補助金の申請を行う者(平成24年4月1日以降に設置が完了した者に限る。)</li> <li>・電力会社と電気受給契約をし、現に電力の受給を開始した者</li> <li>・町税等の滞納のない者</li> </ul>	50,000円	※担当部署へお問い合わせください	環境下水道課 TEL: 0556-42-4814
南都留郡忍野村	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・忍野村に住民登録を行っている方</li> <li>・自ら所有し、居住する忍野村内の住宅(併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置した方</li> </ul> ただし、共同所有または同一世帯の家族が所有する住宅の場合は、所有者全員の同意を得ている場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請時において村税、使用料、手数料その他村に対する債務の履行を怠っていない方</li> <li>・平成23年6月1日以降に、電力会社と電気受給契約をした方</li> <li>・以前に当該補助事業による補助金交付を受けていない方</li> </ul>	1kWあたり50,000円 上限額は400,000円	※担当部署へお問い合わせください	環境課 TEL: 0555-84-7795
南都留郡道志村	エコライフ促進事業助成金	<ol style="list-style-type: none"> <li>①同一世帯に村税等の滞納者がいない者</li> <li>②村内に住所を有するもの</li> <li>③住宅用太陽光発電システム、木質バイオマスストーブ、家庭用生ごみ処理機にあっては、自ら居住する村内の住宅に施設を設置する者</li> <li>④住宅用太陽光発電システムにあっては、電力会社と電力需給契約を締結した者</li> </ol>	1kWあたり30,000円 上限額は100,000円	2013/5/1～2015/3/31	産業振興課 TEL: 0554-52-2111
南都留郡鳴沢村	太陽光発電システム設置補助(平成25年度)	村内に住所を有する者が自ら居住する住宅に設置する個人が対象。 対象機器:太陽光発電システム、太陽熱温水器、家庭用生ごみ処理機他	太陽光発電システム、太陽熱温水器は、設置費用の2分の1、上限は10万円 その他対象機器は、公式サイト参照。	※担当部署へお問い合わせください	住民課 生活環境係 TEL: 0555-85-3082
南都留郡西桂町	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	西桂町内において、自らの居住の用に供する住宅(賃貸住宅及び使用貸借住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者からシステムを設置することについて同意を得ている者に限る。)に、システムを設置する者、又はシステムが設置された住宅を購入する者とする。(法人は除く。)	1kWあたり20,000円 上限額は100,000円	※担当部署へお問い合わせください	産業振興課 TEL: 0555-25-2121

南都留郡富士河口湖町	住宅用太陽光発電システム設置補助金	①町内に住所を有し、町税納税義務者にあつては町税を完納している者、納税義務者でない者にあつては町長が特に認めた者。 ②自ら居住する町内の住宅（併用住宅を含む。）に対象システムを設置し、設置後3月以内に補助金の申請を行う者。 ③電力会社と電気受給契約をした者。	1kWあたり30,000円 上限額は150,000円	※担当部署へお問い合わせください	環境課 TEL：0555-72-3169
南都留郡山中湖村	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	①村内に住所を有し（村内に新築で住宅を購入する場合は建築後、山中湖村に住所を有す者）、村税納税義務者にあつては村税を完納している者、納税義務者でない者にあつては村長が特に認めたもの。 ②設置する建物は、住居として使用されているものであること、又は住居として使用される予定のものであること（店舗、事務所等との兼用は可とする。）。設置する建物が、補助事業者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。 ③電力会社と電気受給契約をした者。 ④以前に当該補助事業による補助金交付を受けていない者。	1kWあたり80,000円 上限額は400,000円	～2016/3/31	環境産業課 TEL：0555-62-9978
山梨市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金（平成25年度）	山梨市内に居住しており、住宅に新たに太陽光発電システムを設置する個人が対象。	1kWあたり20,000円 上限額は100,000円	※担当部署へお問い合わせください	環境課 新エネルギー推進担当 TEL：0553-22-1111